越生町防災士資格取得支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域防災力の向上を図るため、地域防災の担い手として防災士の資格を取得した者に対し、越生町防災士資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、越生町補助金等交付規則（昭和５４年規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　防災士　特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

（２）　防災士研修機関　日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座という」。を行う機関をいう。）

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、町の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者（講座の受講を免除されている者を含む。）

（２）　防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思のある者。

（３）　町内の自主防災組織に属する者又は自治会に加入している世帯に属する者で、当該自主防災組織の代表者又は行政区の長の推薦を受けた者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格取得に要する費用であって、次に掲げるものとする。

（１）　日本防災士機構が認証した研修機関が実施する講座の受講料。

（２）　日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料。

（３）　日本防災士機構による防災士認証の登録料。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助の対象経費の額を合計した額とし、1人につき１回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、越生町防災士資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては越生町防災士資格取得支援補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、越生町防災士資格取得支援不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。（実績報告書の提出）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、日本防災士機構による防災士の認証登録を受けたときは、速やかに越生町防災士資格取得支援補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（１）　防災士認証状又は防災士証の写し

（２）　第４条第１項各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し

（３）　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、越生町防災士資格取得支援補助金交付確定通知書（様式第５号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１０条　交付決定者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、越生町防災士資格取得支援補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　町長は、前条の規定による請求があったときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１２条　町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。